

国民健康保険税納税通知書の 発送および税率等の改定

◆納税通知書を発送

平成30年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。第1期の納期限は7月31日(火)です。国民健康保険事業の安定運営のため、納期内納付にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、納付には口座振替が大変便利です。税務課窓口では、キャッシュカードだけで簡単に口座振替の申込みができるサービスを行っていますので、ご利用ください。

(取扱金融機関・千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行)

◆国民健康保険税の税率

地方税法施行令の一部改正および国民健康保険制度の広域化に伴い、平成30年度から国民健康保険税の税率等を改定しました。※別表1・2参照

◆国民健康保険税の軽減対象を拡充

世帯の前年中の所得が別表2の金額以下の場合、均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。平成30年度から2割および5割軽減について、軽減判定所得の基準が引き上げられ、軽減対象となる範囲が拡大されます。

※軽減は世帯員全員(所得のない方を含む)が所得申告している必要があります。

所得未申告の方(所得のない方を含む)が世帯内にいる場合、軽減対象となりませんので、申告がお済みでない方は早めに税務課で所得の申告をしてください。また、所得申告は毎年必要となります。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合

昨年度、特別徴収(年金からの天引き)により納付いただいていた方でも、今年度から普通徴収(納付書または口座振替による納付)に変更となつている場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。

▼特別徴収から普通徴収に変更となる主な理由

- ・世帯主が年度途中に75歳になる場合
- ・世帯主が国民健康保険から脱退した場合
- ・65歳未満の世帯員が国民健康保険に加入した場合

◆非自発的離職者の軽減

会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。

▼対象II次のすべてに該当する方

- ・平成21年3月31日以降に非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること
- ・公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちで、次の①または②として失業給付を受ける方
- ①雇用保険の特定受給資格者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・31・32の方)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23・33・34の方)

※高年齢受給資格者証または特別受給資格者証をお持ちの方は対象となりません。

▼軽減内容II対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定します。

※対象者の給与所得以外の所得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません。

▼対象期間II離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

※社会保険等への加入により国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となりますが、再就職しても引き続き国民健康保険の被保険者である場合は軽減の対象となります。

▼手続方法II雇用保険受給資格者証、認印、身分証を持参のうえ、市民課で手続きをしてください。

次のような事情がある方は、申請により保険税の減額や免除などが認められる場合があります。

◆減免制度

詳細は問い合わせください。 税務課市民税班 ☎0475(70)0321

別表1：平成30年度国民健康保険税の税率等

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	6.00% (前年度比▲1.7%)	2.50% (前年度比+0.8%)	2.10% (前年度比+0.4%)
均等割	19,000円 (前年度比▲8,000円)	15,500円 (前年度比+3,500円)	14,000円 (前年度比+1,000円)
平等割	20,000円 (前年度比▲8,000円)	-	-
課税限度額 (税額の上限)	580,000円 (前年度比+40,000円)	190,000円 (変更無し)	160,000円 (変更無し)

別表2：国民健康保険税軽減対象(前年中の所得が表の金額以下の世帯)

軽減割合	平成30年度から	平成29年度まで
7割	33万円	33万円
5割	33万円+(27.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(27万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)
2割	33万円+(50万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(49万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)

※特定同一世帯所属者とは 国民健康保険に加入したまま75歳を迎えたことにより、後期高齢者医療制度へ移行された方(世帯主に変更があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)をいいます。

特定健康診査を受診していない方は、ぜひ受診してください。対象の方には5月下旬に受診票を送付しています。市と契約している市内の医療機関で個別健診も受診できますので、ご利用ください。

▼日程(会場)II7月13日(金) 農村ふれあいセンターやまべの郷 ※上履き持参、7月14日(土)・17日(火)・18日(水)・19日(木)・20日(金)・21日(土)・24日(火)・25日(水)(保健文化センター) ※20日は午前のみ。

▼受付時間II9時30分～11時13時30分～14時30分

▼対象

- ・受診時に国民健康保険に加入している40歳以上の方(ただし平成30年度中に40歳になる39歳の方も受診できます)
- ・受診時に後期高齢者医療制度に加入している方

▼費用II無料

(国保の個別健診を受ける場合は、一部負担金として1,000円かかります)

◆がん検診も実施しています

肺がん、大腸がん、前立腺がん検診、胃の健康度検査を同時実施しています。大腸がん検診を希望する方は、事前に申込みください。なお、がん検診については、健康保険

国民健康保険の加入者の皆さんが医療機関の窓口で支払う自己負担以外の費用(保険給付費)は国や県からの補助の種類に関係なく受診できます。

◆特定健康診査について

市民課国保班 ☎0475(70)0334

◆がん検診について

健康増進課健康増進班 ☎0475(72)8321

◆主な変更点

- ・都道府県も国民健康保険の被保険者となります(資格や保険料の賦課・徴収など身近な窓口は引き続き住んでいる市町村です)。
- ・新しい被保険者証(8月の


一斉更新などには、お住まいの都道府県名が表記されます。

◆新しい財政運営の仕組み

- ・広域化により各市町村において必要となる保険給付費等は、全額県から交付金として各市町村に支出されることとなり、急速な高齢化の進展や医療費の高騰などに対して、安定した国保財政の運営ができるようになります。
- ・市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険税負担額を決定してきましたが、今後は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険税率等を参考に、それぞれの保険税算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険税率を定め、保険税を賦課・徴収することとなります。

市民課国保班 ☎0475(70)0334

平成30年度から国民健康保険制度が変わりました



ねんきんナビ

国民年金保険料の免除申請を受付ています

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の未納が続くと、万一の障害や死亡といった不慮の事態の際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

平成30年度の免除等は、7月2日(月)から受け付けています。対象期間は、7月～平成31年6月となります。

また、免除については、過去2年(申請月の

2年1か月前の月分)まで申請ができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたことなどにより未納期間がある方は、市民課または年金事務所まで手続きを行ってください(郵送による申請も可能です)。

▶申請に必要なもの=本人確認できるもの、印かん、基礎年金番号がわかるもの

※失業等で申請を行う方は、雇用保険受給資格者証(雇用保険被保険者離職票)等を持参してください。

▼「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と未納の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予(注3) (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる(注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に...	含まれる	含まれる(注1)	含まれる(注1・2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。
(平成21年4月以降の免除期間)
・全額免除の場合:2分の1 ・4分の3免除の場合:8分の5 ・半額免除の場合:4分の3
・4分の1免除の場合:8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めない「未納」と同等の扱いとなります。

(注3) 平成28年7月1日より、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

市民課年金事務所 ☎043(242)6320 市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336